

総務産業常任委員会会議録

1. 開催日 令和7年9月16日（月） 9時00分～9時48分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)

委員長 渡邊 昌行	副委員長 福田 泰生	委員 南 雅彦
委員 山口 欣也	委員 山路 善己	委員 小林 豊
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 辻村 修一	副町長 田間 宏紀	教育長 山村 嘉寛
総務防災課長 内山 治久	税務住民課長 梅前 宏文	上下水道課長 上村 和弘
総務防災課長補佐 坂出 雅也	総務防災課長補佐 中西 司	生活環境室長 松田 臣二
税務住民課長補佐 中村 修穂		
6. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 西岡 厚	同書記 福井希美枝	
-------------	-----------	--
7. 会議録署名委員 委員 委員
8. 委員会付託議案審査について
 - 第1 議案第57号 玉城町印鑑条例の一部改正について
 - 第2 議案第58号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 第3 議案第59号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について
 - 第4 議案第60号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について
 - 第5 議案第61号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について
 - 第6 議案第62号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について
 - 第7 議案第63号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について

開会の宣告

(午前9時00分 開会)

○委員長（渡邊 昌行）

ただいまの出席委員数は6名で定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会します。

本委員会に、町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。なお、現在はクールビズ実施期間中ですので、本委員会における上着の脱衣を許可しま

す。

それでは開会にあたり、町長から挨拶をいただきます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 総務産業常任委員会を開催いただきました。

2つの、議案についてご審査を賜ります。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡邊 昌行） 本日は、本委員会に審査付託されました議案7件の審査を行います。

初めに、会議録署名委員の指名をします。

本日の会議録署名委員は、小林豊委員、南雅彦委員の2名にお願いします。

日程第1 議案第57号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

○委員長（渡邊 昌行） それでは、議事に入ります。

議案第57号、玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由は、すでに本会議の中で、行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明ありますか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

はい、福田委員。

○委員（福田 泰生） 福田です。

確認なんですが、議案第57号ですが、選挙期間の運動の公営に関する条例ということで、提案理由をいただいておりますが、全体的にこれ、考え方として、物価高騰や人件費の上昇、それに伴うものというふうにとらえてよろしいのでしょうか。その考え方というか趣旨をご説明いただきたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行） 総務防災課、内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

福田議員おっしゃる通り物価高騰等に伴います影響によるもので、公職選挙法施行令が今回改正されましたので、合わせまして、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の行為に係る条例もあわせて改正するものであります。

○委員長（渡邊 昌行） 他、ありませんか。

はい、山路委員

○委員（山路 善己） 山路。

この第57号ですけども議案の、一言で言えば、選挙用ビラを、選挙運動用のビラ、あれをですね、作成した場合、現在、公費で負担してもらっております。その単価の変更で、支払いは条件が一致すれば、作成業者からの請求により自治体、つまり役場が、負担して払っていただける、そのビラの単価の単なる変更ですね。と私はとらえてい るんですけどいかがですかはい。

○委員長（渡邊 昌行） はい、内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

山路委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（渡邊 昌行） はい、山路委員。

○委員（山路 善己） 山路。

はい。それではビラですね今、負担していた条件が合致すれば、1枚当たり負担している金額7円73円。これがですね8円38銭に上げてもらいます。

つまり、65銭という1円未満の金額を上げてもらってるんですよ。今、福田議員も質問ありましたけども、また答弁では、物価高騰とおっしゃってましたけど、私ちょっと違うような気がします。物価高騰であれば10円、20円上げてもらうのが、物価高騰になるんちゃうかなあと思うんですけど、それはともかく、単価上げていただく、いただけることは結構なことなんで。よろしくお願ひします。

○委員長（渡邊 昌行） はい、よろしいですか。

山路委員、どうぞ

○委員（山路 善己） それから次の第11条。これ選挙掲示板上に貼る、定まった枚数のポスターの制作費用ですね。それも同じ理屈で、支払い等、それは同じ理屈で541円31銭から、ちょっとまってくださいな、586円88銭、45円57銭、上げてくれるということで、あとはもう条件、この選挙ビラと一緒に、そういう解釈でよろしいんですね。

○委員（渡邊 昌行） はい、内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

山路議員おっしゃる通り、この金額で限度額ということでよろしくお願ひしたいと思 います。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） はい、他ありませんか。

はい、小林委員

○委員（小林 豊） この際確認したいんですけど、このポスター並びにビラの単価ってい うのは、国県、市町村っていうのは、全く同じ額になるのか。あと、それは全国共通な んか、この点について確認したいと思います。

○委員長（渡邊 昌行） はい 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山

はい。今回、公職選挙法施行令の改正に伴いますもので、全国、国、県も同様 でございます。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） はい、他よろしいですか。

小林委員

○委員（小林 豊） ということは、単価自体も、全部一緒っていう考え方でよろしいですね。

○委員長（渡邊 昌行） はい 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山

はい。その通りでございます。

○委員長（渡邊 昌行） はい、他よろしいですか。

はい。これで、本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行いますが、通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（渡邊 昌行） 挙手全員です。

従って、議案第57号玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における、選挙運動の公営に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

日程第2 議案第58号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○委員長（渡邊 昌行） 次に、議案第58号玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明はすでに本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願ひします。追加説明ありますか。

はい。説明はありませんので、質疑を行います。発言を許します。

はい、福田委員

○委員（福田 泰生） はい、福田です。

議案第58条の玉城町の職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正ということでございますが、先日の質疑でも何点か質疑ございました。

その中で、休暇のとりやすさの環境づくりは体制はどうなっているんだと、いうような質疑がありまして、答弁もいただいたて、私の方もよく理解しておりますが、全く違う側面から質問させていただきます。

この休職を取得した後、長期間に休職が期間が当然わたると思うんですが、その間に、例えば、役場のパソコンのシステムが変更になった。手続きの方法が変わった。それは、なかなか休暇中はわからないわけですし、実際触ってみないとわからないということで、休職を開け、復職をしたときの、この現在の、ずっと進行してきた業務、変更のある業務に対して、戸惑いがあつたり、わかりづらさがあつてはいけないということで、その復職に対する環境づくりフォローアップというのが、これ大切になってくるかと思うんですが、とりやすさというのは質疑ございましたが、復職のしやすさ、その仕組みづ

くりという点に関して、お伺いさせていただきたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行） はい、回答。

総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

職員が、育休による休暇をとる場合、最大3年間、あるわけなんですが、その間、何度かこちらへ職員が来庁することもありますので、何か変更があったときには、その都度説明させていただきますし、復職におきましても各職場におきましてフォローアップ、サポートをしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） はい、福田委員。

はい、そうですね。フォローの体制、それからときに、期間が長くなれば、ある一定期間で一度来庁していただいて、いきなりこういう大きい変更がシステムがあったんだよと。ペーパーでもいいですし、パソコンなどで、通信で送っていただいてもいいかと思うんですが大きく変更なった点、操作の変更のあった点、等々一度送つといいていただいて、復職されたときに戻られたときに、困りごと等が少なくなるように、体制づくりのほうをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（渡邊 昌行） はい、あれば。

山路委員

○委員（山路 善己） はい。議案の第58号、これも一言で簡単に申し上げますと、いわゆる、今年の10月から育児介護休暇法の改正で、育児と仕事の両立する支援するための制度が強化されて、つまり働く人に、有利なように。そして特に子供の、看護休暇の対象年齢が拡大された。具体的には小学校就学の就学までの子供から、小学校3年生終了までに3年間、介護休暇を取ることできるようになる。そして、親が子供が小学校入学者からも柔軟に休暇を取得できるように、やりますというほど。それから、今、子供の看護休暇取得事由に病気やけが、予防接種、健康診断含め、新たに特定の事由が追加される。それが私、多い。19条の2項の2号、それから3になるのかな。対象職員の3歳に満たない、この心身の状況まで育児に関する対象職員が家庭の状況に起因して、発生しまた発生することが予想される職業生活の、両立の支援となる事情の改善に指する事項に係る、対象職員の意向を確認するための措置とありますけども、こういったことがあれば、職員から申し出があれば確認して、与えるっていうのがこの新たに特定の事由に該当するんかなと思ってますけども、この辺どうですか。

○委員長（渡邊 昌行） 回答ありますか。

山路さん、その何を回答を求めるか。

○委員（山路 善己） はい。改正前、改正後の、条文、裏面の3ですけども。

これが要するに、追加された理由になるんかなあと、私は考えて、そうですかっていうことを質問してるんですけども。多分そうですね。間違いないと思います。

○委員長（渡邊 昌行） 総務防災課 内山課長

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

本議案につきましては質疑の中でもありましたように、職員への意向確認を行っていくということを、条例上講じるために、今回改正した問題ありますので、山路議員おっしゃる通りの改正内容となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行） はい、山路委員

○委員（山路 善己） はい。今後、役場職員さん本当に柔軟に自分のそれぞれの家庭、事情も違うと思いますけど、自分の家庭の、実情に合わせて柔軟に休暇が取れるという、そういった、この条文改正ですね。そのように私は受けとめております。

○委員長（渡邊 昌行） 回答よろしいですか。他に。

南委員

○委員（南 雅彦） 休暇等に関する条例の一部の方ですね、休暇をとられる職員の方の答弁は、いただいたんですけれども。残されたですね、職場、休暇を取るということは、その課であり、その人員が、欠損するということになると思うんですけども、その辺のフォローの状態とかは、どういうふうな対処対応を考えられてるのか伺いたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

職員が、育休等で欠けた場合の職場のフォローアップなんですが、まず、平時からですね、職員が育休をとる対象職員がいた場合はですね、そのあたりの職場での理解を促していくような取り組みをしていきたいと考えております。それには、啓発ですね。定期的に行いまして、まず理解を求めたいと思っております。短期間に欠ける場合につきましては、会計年度任用職員を任用するということで、この前の質疑でも、お答えさせてもらった通りなんですが、長期間になる場合は、まだ人事異動等で、そのあたりを考慮していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） 南委員

○委員（南 雅彦） はい。会計年度任用職員ということでの採用でということで、フォローアップを実施していくということで、確認させていただきました。ただですね、ただ、一部分の方に残業がすごく上乗せになってしまったりとか、そういうのに十分ですね、気をつけながら、対応の方していただきたいなと思います。以上です。

○委員長（渡邊 昌行） 他、ありますか。

山口委員

○委員（山口 欣也） 山口です。

ただいまですね、答弁いただいた中でですね、その時点でっていう言葉があったんですけども、提出された時点ですね、もうすでにその補充的な部分は考えられていくのか、また長期で休まれる場合の方におかれましてですね、会社とかそういうところでいくと総務部付とかですね、そういうとこへ一旦席を置き換えてですね、その部

門については、きちっとした形の人員体制で取り組んでいくっていう形がかなりとられておるんですけども。その点、玉城町はどういうふうに考えられてるか、教えていただきたい。

○委員長（渡邊 昌行）内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

はい。山口議員おっしゃる通り長期間につきましては総務付けということで職員を、人事異動で配置を行いまして、短期につきましては職員が申し出があった時点でですね、会計年度任用職員を任用するような手続きを行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行）はい、よろしいですか。他、ありませんか。

はい、小林委員

○委員（小林 豊）次号のですね、59号にも繋がることなんですが、休暇、休業等を取得前、取得後におけるですね、当事者を含め、周りとの人間関係というか、そこら辺を危惧するところなんですけど、そういうことには、どのような配慮をされていくか、あればお伺いしたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行）内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

先ほどの勤務時間条例とも関わることなんですが、まず、周りの職員の協力が大切であると考えておりますので、その辺りはもう定期的にですね、研修等も行いながら職員への理解を求めていきたいと考えております。

○委員長（渡邊 昌行）小林委員

○委員（小林 豊）それは理解できるんですけど。昨今ですねハラスメントとかそういうことがありますね、非常に話題というか、取り上げられる中ですね、そういう事例がないとは限らんと思うんで、十分そこら辺は配慮して対策を講じていただきたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行）他、よろしいですか。

じゃあこれで本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行いますが、通告はありませんでしたので討論を省略し直ちに採決を行います。本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（渡邊 昌行）挙手全員です。

従って、議案第58号玉城町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

（午前9時18分休憩）

（午前9時19分再開）

日程第3 議案第59号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長（渡邊 昌行）次に、議案第59号玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明はすでに本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願ひします。追加説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行）説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

はい。山路委員。

○委員（山路 善己）この上程議案第59号、これ58号と連動しているといいますか、より具体的に表したものだと私はとらえているんですが、要するに使用者側は、柔軟な働き方を実現するための措置について、個別に周知して、それから職員さんが十分に合った働き方を選択できるようになります。そしてそれがですね、3歳から小学校就学前の子を養育する職員さんに対して、5つの選択肢の中で2つ以上の措置を講じる必要がありますと。

まず1つ目、始業時刻の変更、テレワークの導入、保育施設の設置運営。養育両立支援休暇の休暇を与えること、短時間勤務制度。これ、義務化されてますけども、役場としてはこれ、2つ以上、柔軟に対応、今、思って通りで結構なんですが。柔軟に対応できると考えていらっしゃいます。

○委員長（渡邊 昌行）総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

今回の条例改正によりまして、山路議員、先ほどおっしゃるような措置を講じるようになりますが、はい、そのように努めていきたいと考えております。

○委員長（渡邊 昌行）はい、他、ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行）はい。ないようですので、これで本案に対する質疑を終わります。続いて討論を行いますが、通告はありませんでしたので、討論を省略し直ちに採決を行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（渡邊 昌行）挙手全員です。従って、議案第59号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

日程第4 議案第60号 町税条例の一部改正について

○委員長（渡邊 昌行） 次に、議案第60号、町税条例の一部改正についてを議題にします。議案の提案理由並びに補足説明はすでに本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願ひします。追加説明ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行） 追加説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。はい。山路委員。

○委員（山路 善己） はい、第18条ですが、先日の質疑でもありましたが、もう少し具体的にお尋ねします。工事送達は、玉城町公告式条例昭和30年玉城町条例。これは、田丸、有田、外城田、遅れて下外城田が合併して玉城町できた時に施行された、条例だと思います。それがずっと今まで、町の規定する形状、役場が役場に掲示板あります。それから蚊野の何々番地、それから長更の何々番地、小社曾根の何々番地、これはそれぞれの村が、村役場があった場所ではないかと思います。

それが、改正では、役場の中の事務所になるかと思います。そして電子計算機の映像面表示されたものの、実現することができる状態におくこと。後ろの大きなディスプレイ。ああいったもので、これ掲示されるんですか。それが1つの質問です。

○委員長（渡邊 昌行） 税務住民課 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課長、梅前。

まだ運用もされてませんので、そのへんはちょっとまだ、考えてはないです。以上です。

○委員長（渡邊 昌行） はい、山路委員

○委員（山路 善己） もう1つここにですね電子計算機の映像、電子計算機と、これ何を指すんですか

○委員長（渡邊 昌行） 税務住民課 梅前課長

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課、梅前。

いわゆるそのパソコンですね。それを指します。

○委員長（渡邊 昌行） はい、山路委員

○委員（山路 善己） はい。多分そうだと思ってました。

パソコン 컴퓨터。これ0101の計算機ですもんね、本質は。ここでは本当に電子計算機そのものばり書いてありますけども。はい。よくわかりました。

○委員長（渡邊 昌行） はい、他、ありませんか。

はい、小林委員

○委員（小林 豊） 多岐にわたる条例改正になると思うんですけど、現段階でですね、想定される、本条例に伴いですね、町税への影響というものが、あればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課、梅前。

町税への影響となって参ります。多くは、所得控除の部分になるのかなというふうに思うんですけども。全体的な分はちょっとまだ計算をしてないんですけども、簡単にですね、例えば令和7年度ですね、2人の子供がですね、大学生に行っての子供が2人いるというふうに仮定させていただきまして、1人は、収入が130万円あったと、アルバイトで、もう1人はアルバイトで90万円の収入がありますよと。

そういう場合7年度の場合ですね、130万円の方は、控除がありませんのでそのまま税金がかかって参りますし、90万円の方は45万円の控除がかかって参ります。

そしてこの令和8年度の改正になるとですね、両方とも45万円の控除がかかってきてですね、大体今、住民税10%になりますので、4万5000円程度、収入が浮くというふうな感じになって参ります。以上です。

○委員長（渡邊 昌行） はい、小林委員。

○委員（小林 豊） 1つ今、例取り上げてもらったんですけど、そうすると全般的に町税がこの改正によっては若干目減りするっていうような考え方でよろしいですか。

○委員長（渡邊 昌行） 梅前課長

○税務住民課長（梅前 宏文） 小林議員のおっしゃる通りになります。

○委員長（渡邊 昌行） はい、他、ありませんか。

はい、山路委員。

○委員（山路 善己） 附則の中に、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例がありまして、16条の2の2、これら、これずっと紙たばことか、加熱式たばこの1個当たりの、重量に当該それぞれのそう。細かく換算する方法により行うものとすると。書いてありますよ、これは新しく設置されたんですね。これは。ではないんですか。

○委員長（渡邊 昌行） 梅前課長

○税務住民課長（梅前 宏文） そうですね、あの加熱式たばこというのは以前からあつたんですけども、今回のこの改正によってですね、これまでの紙たばこなんかの、何というかな、計算の方と一緒にのような方法になってくるというような感じであります。

○委員長（渡邊 昌行） はい、よろしいですか。他、ありますか。

無いようですので、これで、本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行いますが、通告はありませんでしたので、討論を省略し直ちに採決を行います。本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長（渡邊 昌行） 挙手全員です。

従って、議案第60号 町税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

日程第5 議案第61号、玉城町半島振興対策実施地域における、固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について

○委員長（渡邊 昌行） 次に、議案第61号、玉城町半島振興対策実施地域における、固定

資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明はすでに本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願ひします。追加説明ありますか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

○委員長（渡邊 昌行）追加説明ありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

はい、山路委員

○委員（山路 善己） はい議案第61号。要するに一言で言いますと、半島振興法による、固定資産税の特例措置。そしてこれ対象業種業種に対する法人または個人が、条件があつてそれにあれば、対象物件の固定資産税の税率を、3ヵ年間10分の1にしますというもので、そういう解釈でよろしいんですか。

○委員長（渡邊 昌行） 税務住民課 梅前課長

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課長、梅前。

委員おっしゃる通りでございます。

○委員長（渡邊 昌行） はい、山路委員

○委員（山路 善己） はい。ちなみにですね、玉城町においてそういう事業者、また個人、今までにあったんですか。それ1つ教えてください。

○委員長（渡邊 昌行） 梅前課長

○税務住民課長（梅前 宏文） 令和6年度になるんですけども、令和6年度で8社。

はい。その控除を受けていらっしゃいます。以上です。

○委員長（渡邊 昌行） はい、よろしいですか。他、ありますか。

はい、小林委員

○委員（小林 豊） はい、小林。

改正前にですね、前後に規定する業種以外の業種に属する事業者が、情報通信の技術を利用する方法により、行う商品または役務に関する情報の提供に関する事業と、なかなかちょっと難しい、理解しにくい文言あるんですけど、具体的にはこの業者が、どういう事業者がどういうふうなものになるのかっていうことと、本改正によってですね、町内事業者には影響があるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課長、梅前。

こちらの業種なんですけども、コールセンター、電話のコールセンターとかですね、あと。市場調査をするような業務の業態のですね会社を指しております、2点目の玉城町についてですね、こういった業者が現在ございませんので、以上です。

○委員（小林 豊） 条例改正について、この条例改正について、町内業者、事業者には影響はないっていう、そういう解釈でよろしいですか

○委員長（渡邊 昌行） 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文）委員おっしゃる通りでございます。

○委員長（渡邊 昌行）はい、他よろしいですか。

　　はい、山路委員

○委員（山路 善己）議案第61号ですが、改正前ではこの第1条1項の、3が記載されております。そして改正後、この3号、これは不要なためこれ削除。そして、改正前の4号が5号がそれぞれ、3号が削除されたことによって3号、4号になったということですね。

○税務住民課長（梅前 宏文）委員おっしゃる通りでございます。

○委員長（渡邊 昌行）他、よろしいですか。

　　はい。これで本案に対する質疑を終わります。続いて討論を行いますが、通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

　　本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（渡邊 昌行）はい、挙手全員です。

従って、議案第61号、玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

日程第6 議案第62号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

○委員長（渡邊 昌行）次に、議案第62号、玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題にします。

　　議案の提案理由並びに補足説明はすでに本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願ひします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行）追加説明ありませんので、質疑を行います。発言を許します。

　　はい、福田副委員長。

○委員（福田 泰生）はい、福田です。

　　ちょっと文章長いんですが、20ページの中段ぐらいですね、第2条の中にですね、第13条第1項というものがございまして、ただし書きを加えるといったことになっております。ただし書きでございますが、文の冒頭ですね。ただし災害、その他の非常の場合において、管理者が他の市町村長、または他の市町村長が、同項の指定をしたものが、給水装置の工事を施行する必要があると認めたときはこの限りではない。という文章になっております。この部分と、ただし、災害、その他非常の場合において、という文章になっております。災害という言葉は非常にわかりやすくイメージしやすいですね。何か天変地異があつて被害の範囲が大きい、被害の大きさが甚大であるといったことが災害であるのかなあという、イメージは安易につくんですが、その他の非常の場合という

のが、かなりイメージがしにくいんですが、このその他の場合というのはどういったことを想定されているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行）上下水道課 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘）上下水道課長 上村。

委員ご質問の関係ですが、まず災害にはですね地震、大雨、洪水等の自然災害と、あと火災事故を戦争などの人為的に起こる人的災害この2つに大別されるわけでございます。今般、ご質問のその他非常の場合に、これはどういったものを想定してるかというと、例えば排水地が大規模に破損した、それから送水管が大きなロスを起こした。私たちもがですね指定をしておる、給水設備排水設備の、工事施工者以外ですね、他の市町村長さんが指定した同様の業者さんへ協力を仰ぐ必要が出た場合、そういうものを指すものとして解釈しております。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） はい、よろしいですか。他にありませんか。

はい、小林委員

○委員（小林 豊） 条例改正の意味は十分理解できるんですけど、他の市町村の、業者さんっていうのが、範囲をですね、それを災害の規模にもよるとは思うんですけど、今想定される、他の市町村の範囲っていうのは、どの程度まで考えておられますか。

○委員長（渡邊 昌行） はい、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘）上下水道課 上村。

今般のですね、条例改正においては、その規模を範囲をですね想定して、明記して改正しているものではないんですけど、現在玉城町で、指定しているしている業者さんが、伊勢・松阪管内、この業者さんを網羅しております。

今回仰られる想定される災害なんですが通常はですね、県外まで関わるような災害ということになるのかなと思っております。しかしながらですね、管理者が必要であると判断した場合はですね、災害の規模に応じず、臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（渡邊 昌行） はい、小林委員

○委員（小林 豊） そうすると近隣市町のみならず、県内、或いは越境してでも、近くの県外も、考えていくっていうような、そういう考え方でよろしいですか。

○委員長（渡邊 昌行） はい、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘）上下水道課 上村。

委員おっしゃる通りでございます。以上です。

○委員長（渡邊 昌行） 他、ありませんか。

これで本案に対する質疑を終わります。続いて討論を行いますが通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（渡邊 昌行） 举手全員です。

従って、議案第62号、玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の、一部改正については、原案の通り可決されました。

日程第7 議案第63号 玉城町水道法施工条例の一部改正について

○委員長（渡邊 昌行） 次に、議案第63号、玉城町水道法施行条例の一部改正についてを議題にします。

議案の説明理由及び補足説明はすでに本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願ひします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行） 説明はありませんので、質疑を行います。発言を許します。

はい、山路委員

○委員（山路 善己） はい。これですね。議案第63号 第3条か3条1項の、1号から5号、これ文面を見ますと、今建設業界の技術者が少なく不足していると言われてる中で、要するに経験年数が長く設定してあったものをそれぞれ短く設定して、技術者不足を補うというふうにとらえておるんですが。これでよろしいんですか。

○委員長（渡邊 昌行） 上下水道課 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課 上村。

委員おっしゃるようにですね、今回水道事業に従事する職員の減少、これが大きな問題になっておりまして、それらのものを確保するための方策というふうに解釈してございます。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行） はい、よろしいですか。他にありませんか。

はい、福田副委員。

○委員（福田 泰生） すいません。福田です。

はい、私からもう1点ご質問させていただきます。

先ほど山路委員からも質問ございましたが、この経験年数といいますか、年数を例えれば10年から5年に改めて変えていくと、期間を短くするといったような措置がとられているんですが、そうしますと、経験が年数が浅いまま職員として採用されるということが今後、起きてくるということが想定されるんですが、今までのような期間ですとある一定のここまで経験があるからここまでできるんだろうなということが想像されますが、経験の短い方が入られてくると、職員を育てていく、技術を上げていくというものに対しての、このフォローが、迎え入れる側として大切になってくるのではないかなあと思うんですが。そういう人を育てていく、伸ばしていくっていうような考え方について、何かこう展望があればお聞かせいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（渡邊 昌行） はい、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘）上下水道課 上村。

委員おっしゃられる、職員の育成に関しましては、日本水道協会等々でですね各種の技術研修、これを実施してございます。そういったものにですね、その他当該の職員を積極的に参加させて、技術職、これに努めるとともにですね、先における職員、これが後進のものの育成指導に努めていくというところで考えております。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行）はい、他。

南委員。

○委員（南 雅彦）南です。

先ほど福田副委員長が言われた通り、質問ありましたように人材育成のプランという形でお聞きしたんで、回答があったと思うんですけども。人材育成、技術管理者の入るもんですね、広くしてということを、事業がですね、拡大していくという意思だと理解しておるんですけども。班編成とかですね、作ってより多くの部隊というか、そういうのを作って、事業をスムーズにするような計画とかはあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（渡邊 昌行）はい、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘）上下水道課 上村。

委員おっしゃられるですね、事業の拡大とか範囲を広げるということではなくですね、今現在も実際に技術者が不足しておるというところで、今ある事業の施工の質を高めるといったような観点で今回の改正を行っておりますので、その事業自体を広げていくというものではございません。以上でございます。

○委員（南 雅彦）理解いたしました。

○委員長（渡邊 昌行）他、ありませんか。

はい、山路議員

○委員（山路 善己）はい、山路です。

これ本当に条文というのはなかなか難しいものです。1つ1つ噛み砕いてこれ、調べながら、勉強しなきやわからないんですけどもこの、第3条の6項6号、高等学校等において機械化もしくは電気科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上、上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの。今まででは専門外、機械化とか電気科は専門外でしたけども、やはり本当にこの今、技術者不足の中で、機会科もしくは電気科で卒業した人でも、4年以上上水道に関する技術上の仕事しとった人は、よろしいですよ。これ新しい新設ですねこれは。

○委員長（渡邊 昌行）はい、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘）すいません。委員おっしゃられるのは、3条の4、1項6号、そうですね。今回新たにその範囲を広げたというものでございます。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行）よろしいですか。

はい、山路委員

○委員（山路 善己）それからこの条文をずっと見てますと、3条4条もそうですけども、すべてにおいて学校の緩和と経験年数の緩和、要するに技術者を少ないので、柔軟に対応できる人にやってもらいたいと、そういう意味ですね。はい、それから4条1項の7号8号は、新しく新設されて、これ6ヶ月以上。そうか。これも大分、随分緩和されたりして、それから建設業法、要するに道路管理者1級の方、1級の方を持っている人であれば、1年6ヶ月以上、水道事業に従事したら、それ、その人もこの上水道の事業工事に携わってもらえるという、この2つまた追加されたんですね。

○委員長（渡邊 昌行）はい、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘）いずれにしましてもですね、今回の改正は先ほど来申し上げさせていただいてます通り、技術者不足に対する方策と、いうところで範囲拡大を図っておりますので、この辺追加された部分、改正された部分いろいろとございます。以上でございます。

○委員長（渡邊 昌行）よろしいですか。他、ありますか。無いようですね。

これで本案に対する質疑を終わります。続いて討論を行いますが、通告はありませんので討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（渡邊 昌行）挙手全員です。

従って、議案第63号玉城町水道法施行条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。これをもって、本委員会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（渡邊 昌行）異議なしと認めます。

これで総務産業常任委員会を閉会します。

なお、審議内容の詳細は会議録をご高覧いただくこととし、本会議での委員長報告は、主な事項及び結果の報告といたしますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

（午前9時48分 閉会）